

## 第81回福島県入札制度等監視委員会議事録

### 1 委員会の概要

(1) 日時 令和3年7月13日(火) 午後13時30分～午後15時40分

(2) 場所 杉妻会館 4階 牡丹

(3) 出席者

#### ア 委員

市岡綾子、伊藤宏(委員長)、伊藤洋子、小堀健太、今野泰、島田マリ子、新城希子、高島亮、富樫健一

#### イ 県側

総務部政策監、入札監理課長、入札監理課主幹兼副課長、入札監理課主幹、農林総務課主幹、農林技術課副課長兼主任主査

土木部次長、技術管理課長、建設産業室長

教育庁財務課主幹兼副課長、

警察本部会計課主幹兼次席、

県北建設事務所、県中建設事務所、県南建設事務所、棚倉土木事務所、

南会津建設事務所、鮫川水系ダム管理事務所

出納局入札用度課、県中地方振興局出納室、県南地方振興局出納室、

南会津地方振興局出納室、いわき地方振興局出納室

(4) 次第

1 開会

2 議事

(1) 報告事項

ア 県発注工事等の入札等結果について(令和2年度分)

イ 総合評価方式等の実施状況について(令和2年度分)

ウ 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について(令和3年4月～5月分)

(2) 審議事項

ア 福島県談合情報処理要領及び福島県入札制度等監視委員会運営規程の一部改正について

イ 抽出案件について

ウ 建設業関係団体等の意見聴取について

(3) 各委員の意見交換

(4) その他

3 閉会

## 2 発言内容

### 【入札監理課主幹兼副課長】

定刻となりましたので、ただいまから「第81回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。

本日の会議は、軽装での開催といたしましたので、御理解と御協力をお願いします。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、会議時間の短縮に向けて前回に引き続き資料の説明を簡単なものにさせていただきます。また、説明や発言等もマスク着用、着座にて行いますので、御理解のほどよろしくをお願いします。

本日、藤委員につきましては、所用により欠席となっております。

今回、新たに就任いただいた富樫委員から一言御挨拶をいただきたいと思います。富樫委員、よろしくをお願いします。

### 【富樫委員】

今回から委員として出席させていただきます富樫と申します。前回は所用によって第80回の委員会の方は欠席となってしまいましたが、今後はできる限り調整をして出席させていただきたいと考えております。引き続きよろしくをお願いします。

### 【入札監理課主幹兼副課長】

よろしくをお願いします。ありがとうございました。

それでは、議事につきまして、伊藤委員長よろしくをお願いします。

### 【伊藤（宏）委員長】

これより議事に入ります。よろしくをお願いします。

まず、本日の議事の進め方について、協議したいと思います。

本日は、報告事項が3件、審議事項が3件ございますが、これらについては、公開で行うこととしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

始めに、報告事項ア「県発注工事等の入札等結果について（令和2年度分）」です。事務局の説明をお願いします。

### 【入札監理課長】

（「資料1」により説明）

### 【伊藤（宏）委員長】

ただいまの報告につきまして、何か質問等があればお願いします。

**【高島委員】**

資料1-1でメタル橋梁の発注の部分を見ていると、県内の特定の業者の受注が目につきますが、地域要件を確認するために入札公告をみると地域要件は「全国」に広がっていました。「全国」になっていても特定の業者の受注になっている。この現状について事務局の意見を伺いたいと思います。

**【入札監理課長】**

鋼橋上部工につきましては、委員の御指摘のように金額の大小に関わらず、対象となる地域要件は「全国」となります。これにつきましては、入札制度改革のときから、競争性確保のため、50者程度集まるように地域要件を設定するという前提がございます。最低40者以上となりますが、そこまで集まらず要件に満たない場合には地域要件を拡げていって、最終的に40を超す、50を超す、それがどのクラスになるのかということになりますが、鋼橋上部工については、参加者名簿を見る限りでは、50者を超える状況ではないので全国区ということでの地域設定となっております。

委員がおっしゃるのは、落札業者が県内の同じような業者になっていることについてのどのように考えるのかということですが、原点としましては県内企業の地場産業、地産地消というのが大原則になろうかと思えます。県のために地元の企業が落札しているということにつきましては、制度的にも非常にのぞましいのかなと、制度監理者としては考えております。

**【伊藤（宏）委員長】**

他いかがでしょうか。

**【小堀委員】**

小堀でございます。

2頁目の確認ですが、消雪工事というところで、平均入札参加者数が昨年度1.04、今年度0.92となっておりますが、参加をすることが難しい工事ということが前提にあり、このような状況になっているのでしょうか。

**【入札監理課主幹】**

消雪工事につきましては、山間部の積雪関連地のいわゆる消雪関係、水を出す工事関係を専門的にやるというところがございますが、やはりやれる業者がある程度決まってしまうという状況の結果ではないかと考えております。

**【伊藤（宏）委員長】**

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次に進みます。報告事項のイ「総合評価方式等の実施状況について（令和2年度分）」です。事務局の説明をお願いします。

**【入札監理課主幹】**

（「資料2」「資料2-1」より説明）

**【伊藤（宏）委員長】**

ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。それでは次に進みます。

報告事項ウ「入札参加資格制限（指名停止）の運用状況について（令和3年4月～5月分）」です。事務局の説明をお願いします。

**【入札監理課主幹兼副課長】**

（「資料3」により説明）

**【伊藤（宏）委員長】**

ただいまの報告につきまして、何か質問等があればお願いします。

よろしいでしょうか。それでは次に審議事項に移ります。

審議事項ア「福島県談合情報処理要領及び福島県入札制度等監視委員会運営規程の一部改正について」です。事務局から説明をお願いします。

**【入札監理課主幹】**

（「資料4」により説明）

**【伊藤（宏）委員長】**

ありがとうございます。今説明があったとおり、今までやってきたことに何か変更が加わるということではなくて、規定上の整合性を欠く部分があったので整理したということで、要領と規定の2つがあるわけですが、入札制度等監視委員会の運営規程の変更も伴っておりますのでこの委員会で審議事項として扱わせていただく、ということでございます。

何か質問等ございますでしょうか。

**【富樫委員】**

非常に細かいところで恐縮なのですが、談合情報対応フローを拝見していて、全体的に流れはよく分かるように整理されているのですが、右側の下にあります枠の中に、「本要綱により対応する」と書いてあるのですが、本要綱とはどこを指しているのでしょうか。

**【入札監理課主幹】**

大変申し訳ございません。誤字でございます。本要領及び運営規程でございます。最終的には文言の整理と合わせて決裁をとりまして修正をしたいと思いますのでよろしくお願い致します。

**【富樫委員】**

ありがとうございます。

**【伊藤（宏）委員長】**

誤字だそうです。

他いかがでしょうか。

**【島田委員】**

1頁の新旧対照表なのですが、第2の談合情報の取り扱いというところで、「情報提供者が報道機関である場合、談合情報の確認に当たっては・・・」とありますが、報道機関の場合と決めている何か理由があるのでしょうか。

**【入札監理課主幹】**

こちらにつきましては、当初の処理要領策定のときから報道機関に対するものがこのように規定されておりました。極力、そういったところも含めて情報を事前に取りれるようにとの規定なのかなという理解でございます。特だした理由までは確認できませんでしたが、やはり様々なところでの情報がある中で、情報を丁寧に取りということで理解しております。

**【伊藤（宏）委員長】**

今回の改正のものではないのですが、報道機関に元の情報はどこか聞いても教えてくれないと思うのですが、だからこういう規定があるのかもしれないですけども。何か分かったら次回にでも教えてください。

他いかがでしょうか。

それでは、次に進みます。審議事項イ「抽出案件について」です。テーマは「令和2年10月～令和3年3月までに地域の守り手育成型方式で契約した案件」です。抽出された委員からの抽出理由の説明をお願いします。藤委員は本日欠席でございますので、藤委員の分については事務局で説明いただき、その後市岡委員から説明をいただきます。

**【入札監理課長】**

それでは、藤委員が欠席でございますので、事務局から説明させていただきます。藤委員の抽出は4件になります。優先順位の高い順に説明いたします。

案件番号5、整理番号76の標識の工事でございます。理由としては、認定企業が少ない南会津地域において入札参加者が少ないこと。もう一点は同一市町村、土木事務所の業者が落札していないこと。

続いて案件番号2、整理番号32の舗装補修の工事です。理由の一つ目は指名業者及び参加業者が多い中で、格付Cの事業者が落札していること。二つ目として、最低制限価格を下回ったことによる失格となった者がいること。

三つ目です。案件番号3、整理番号42の標識の工事です。格付Dの事業者が落札していること。

四つ目ですが、案件番号6、整理番号118の山頂階段撤去の工事です。辞退した業者が3者いることに加え、当日会場で辞退届を提出し無効となった業者が7者いること。

以上の4件です。併せて質問事項がございます。

整理番号76、辞退した業者が多かった理由として考えられることはありますか。

続いて整理番号32に関連して、格付ランクと落札率との間に相関関係はありますか。格付が低い業者が落札した案件は、落札率が低い傾向にありますかという質問です。

最後に整理番号118に関連して、当日会場で辞退届を提出した場合は、辞退ではなく、「無効」となる理由、辞退に関する規定をご教示くださいという質問が出ております。以上になります。

#### 【伊藤（宏）委員長】

続いて市岡委員お願いします。

#### 【市岡委員】

私からも4件、藤委員と同じものもあります。

最初は整理番号118、案件番号6になります。こちらは今回の抽出案件のうち最も落札率が高く、説明書欄外の記載によると、難易度の低い工事のため、一般土木工事B、Cランクの業者6者全てを選択したにも関わらず、Aランク業者が落札している点。

続きまして、整理番号48、案件番号4になります。これは第一段階で抽出した案件の中で2番目に落札率が高く、1者のみ辞退し、12者が応札していた点。

続きまして、整理番号7、案件番号1になります。こちらは、今回の抽出案件のうち比較的落札率が高く、12者指名したものの10者辞退し、2者のみが応札した事情についてお尋ねしたい。

最後は、整理番号42、案件番号3となります。こちらは藤委員と同様にDランク業者が落札している点になります。

#### 【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございます。それでは案件番号順に進めたいと思います。まず、案件番号1、県北建設事務所の案件について説明をお願いします。

#### 【県北建設事務所】

（「資料5」より説明）

【伊藤（宏）委員長】

1回目が12者のうち4者応札をして、2回目にその4者に対して入札を実施したら2者辞退して、結局最後には2者しか応札しなかったということですね。

【県北建設事務所】

そのとおりでございます。

【伊藤（宏）委員長】

何か質問ございますでしょうか。

【新城委員】

今回の件だけでなく、全ての件に関わることだと思っておりますけれども、予定価格超過のため再度入札を実施し1者を決定するということは分かりますが、例えば、これは評価というものではないので、価格が低いところが落札するということですね。同じ価格であった場合、どういう基準で選ばれるのでしょうか。

【県北建設事務所】

同じ価格であればくじ引きで決定することになります。

【新城委員】

わかりました。

【伊藤（宏）委員長】

複数の案件についてかなり辞退者が多いということがあって、皆さん御意見、御質問があると思っておりますけれども、個々のところでも結構ですし、全部やった後にまとめてでも結構ですので御質問をお願いしたいと思います。

それでは、次に進ませていただきます。案件番号2、三春土木事務所の案件について説明をお願いします。

【県中建設事務所】

（「資料5」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

先ほどの藤委員からの質問で格付ランクと落札率の関係、入札価格との関係で考えた方がいいのかもしれませんが、札を入れるときにランクが高いところと低いところに札の入れ方の上下は何か関係があるのですかという質問でしたが、入札監理課としては何か答えられることはありますか。

**【入札監理課長】**

統計をとって話ができるというわけではありませんが、格付ランクのAの業者とBの業者が価格を入れるといった場合、経営状況や実績を含めてやはり財務力が高ければ最低制限価格に近い金額で入れられるということで、落札率は低くなるのかなと。ランクがCとかDということになりますと、中小零細企業であったりしますので経営的にもなかなか厳しくてどちらかというところ、予定価格に近い金額となり、結果的にはAランク等高いランクの方が一般的には落札率が低くなり、応札できると考えられるかなと思います。

**【伊藤（宏）委員長】**

私は逆かなと思っていて、ランクが低いということは、中小零細企業の方がなるべく工事の受注を取りたいから低い値段をいれるのかなと思ったのですがそうではないと。統計を取っていないから分からないのだけれども、この三春土木事務所の案件だけでいうと何か言えることがあったりしますか。

**【県中建設事務所】**

地元を優先に選んでいるところもあって、地元で密着した業者、資材を近くで調達できる等の地の利がある業者が優先したのかなと、同じ三春管内でも遠いところから参加するよりも地元に近い方が有利だったのかなと思うところでございます。

**【伊藤（宏）委員長】**

地元の方が低く入れる傾向があるのかなというところですね。

他いかがでございましょうか。

**【高島委員】**

地元優先や経験等といったお話がありましたけれども、最初にあったDランク業者ということで気になったのですけれど、落札の業者を調べてみたら舗装の完工高が200万円ちょっとくらいでした。今回の工事の予定価格は、2,400万円の仕事であります。指名した条件に合致しているとお話なのですが、そうであれば参考にこの落札業者の技術者数とか手持ち工事量を教えて下さい。

**【県中建設事務所】**

申し訳ございません。その資料は準備してございませんでした。

**【伊藤（宏）委員長】**

いずれにしても、単純な舗装はかなり接戦になる傾向がありますよね。同じような価格の傾向があると思います。

よろしいでしょうか。ちょうど1時間過ぎましたので5分くらい換気の時間をとりたいと思います。

～ 換 気 ～

【伊藤（宏）委員長】

それでは再開させていただきます。

案件番号3、県南建設事務所の案件について説明をお願いいたします。

【県南建設事務所】

（「資料5」より説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいまの説明につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

【高島委員】

落札業者のホームページを見ていましたところ、残りの14者の中にある別な業者が今回の落札業者のトップページに掲載されているということがありまして、仕様が分からないので確認なのですけれども、企業の中には資本関係や人的関係がある業者はないということで良かったでしょうか。

【県南建設事務所】

資本関係につきましては確認しておりませんが、親戚関係があるとは聞いています。資本関係等の兄弟会社等といった確認はできておりませんので問題ないという判断で指名しております。

【高島委員】

お願いなのですが、私が委員に就任したころ、福島県の資本関係や人的関係の同一入札への禁止のような資料をいただけていないのでいただきたいのですが。

【入札監理課長】

資本で繋がるケース、それから同じ人が複数の会社の役員を行っているような会社、血縁同士で兄弟や親子といった関係する企業についての排除というお話だと思います。

福島県においては、関係する会社において排除するという規定についてはもっておりません。よって、明らかに例えばこれは親と子の関係ですよという場合、今回指名競争入札で2段階方式ということで選定しておりますので、まず、発注者側で明らかな場合は排除するという方法もありますし、2つ目の地方審査委員会で除外するケースはあってよろしいかと思いますが、基本的には本県の場合は除外はしていないということです。また、談合ということでの疑念がもたれるという話に繋がっていくと思いますが、指名競争入札を行っているのは土木部、農林水産部であり、基本12者や9者で競争性をも

って行っているということと、電子入札で行っておりますので、誰がどのように入札してくるのが分からないという中で談合というものが出てくるというのは考えにくいということがあります。また、会社との関連付けを資本や人、血縁関係で審査するということは実際のところ現状の中では実務的に困難なところがございます。他県では一部行っているところもございますが、行っていないところもかなりあると聞いていますし、本県でも行っていないというのが実情でございます。

#### 【高島委員】

前任の方から引き継いだファイル、少し古かったのですが、平成18年頃土木部や農林水産部のまさにこの抽出事案説明書に入札参加資格という項目がでてまして、その中に例えば土木部であれば「入札参加会社と資本関係又は人的関係がないこと」と当時は明記されておりましたので、申し上げた次第です。

#### 【伊藤（宏）委員長】

話を整理しますと、資本関係、人的関係があるところを指名するというこの問題点はあると思うのですが、指名競争入札は復活したばかりですよ。条件付一般競争入札の場合、そういう規定というものは問題にならないという理解でよろしいでしょうか。これは良いですね。関係があろうがそれぞれが自由にやってもいい。

ところが、指名競争入札なので、12者選んだ中に親戚関係とか資本関係とかがあると、いってみれば談合の可能性もあるし、それだけでなく実質同じ企業グループと考えれば競争性が阻害されるという危険性もある。ということで、そのような規定があったのでしょうか。前に指名競争入札をやっていたときにそのような規定があったのか、無かったのかということが一つと、新たな指名競争入札について、過去に規定があったとすれば引き継いで同じような規定をつけるのかということがあるとは思っています。ただ、先ほど課長がおっしゃったように、上場企業ならともかく、零細企業においてそういう関係を事前に発注者が調べてということは、地元密着の部分もあるので、一定にできる部分はあっても完全に排除しなさいということをする発注者がかなり大変だなという思いはあることはありますね。その辺も含めて過去に指名競争入札をやっていたときに、そういった関係のある会社についてどのように扱っていたのかということ調べていただいて、もしもやっていたとすれば今回復活したときにそれを引き継ぐか引き継がないかということ改めて議論すべきかなという整理でよろしいでしょうか。前に指名競争入札をやっていたときにそのような規定があったのか調べてみて下さい。

#### 【入札監理課長】

はい。入札制度改革以前の話ということでよろしいですね。基本は一般競争入札になりましたので、親族だろうが自由に入札に参加できるという前提で、そのような規定がないという状況になっています。令和2年度から小規模な工事ではありますけれども指名競争入札が復活したということでそういった関係会社を排除するべきかというところですが、ただ18年と現在で大きく変わっているのは電子入札で実施しているということ

です。毎回業者が顔をあわせて入札をしている状況ではないので談合がしにくい状況にはなっているという考えの違いは大きくあると思います。

**【伊藤（宏）委員長】**

やろうと思えば電子入札だろができないことはないわけで、若干条件の違いはあると思いますけれど、それも踏まえて今回地域の守り手の指名競争入札にそういった事項を入れるか入れないかということは検討に値するかなと思いますので、過去の状況を調べていただければと思います。

**【入札監理課長】**

分かりました。

**【伊藤（宏）委員長】**

それでは案件番号4、棚倉土木事務所の案件について説明をお願いします。

**【棚倉土木事務所】**

（「資料5」により説明）

**【伊藤（宏）委員長】**

ただいまの説明について何かございますでしょうか。

**【高島委員】**

こちらも技術者の数や手持ち工事量等の情報はお持ちでしょうか。

**【棚倉土木事務所】**

手持ち工事の数はわかりませんが、技術者数は4名です。

**【伊藤（宏）委員長】**

他いかがでしょうか。

それでは次に進みたいと思います。案件番号5、南会津建設事務所の案件について説明をお願いします。

**【南会津建設事務所】**

（「資料5」より説明）

**【伊藤（宏）委員長】**

ただいまの説明について何か御質問ございますでしょうか。

辞退者が多いという話は後でまとめてお伺いしたいと思います。

それでは最後、案件番号6、鮫川水系ダム管理事務所の案件について説明をお願いします。

**【鮫川水系ダム管理事務所】**

まず、抽出時に提出しました資料に訂正箇所がありましたので、説明いたします。入札の経緯及び結果の欄でございます。抽出時は指名業者13者の内、辞退3者、無効7者とありましたが、正しくは指名業者13者の内、辞退10者、無効はなしでございます。それでは説明に入ります。

(「資料5」により説明)

**【伊藤(宏)委員長】**

何か質問等ございますでしょうか。

**【高島委員】**

今ほど冒頭の説明に「無効」という業者が結構いたようですが訂正で「辞退」に変更ということでしたが、そのように変更するような何かがあったのでしょうか。

**【鮫川水系ダム管理事務所】**

入札結果書の記載が当初「無効」という記載のものがありましたが、正しくは「辞退」ということで記載に誤りがあったということでした。

**【高島委員】**

予定価格550万円の仕事で13者指名され、いわきにおいてラインナップされている上の方の会社はAランクで仕事をやってらっしゃる会社です。このクラスの会社が指名されれば、550万円の仕事だと辞退がある程度であるのも分かるような気もするのですが、Aランクも含め13者選定を行った具体的な選定理由を教えてください。

**【鮫川水系ダム管理事務所】**

金額と現場条件等を勘案して、地域性も考慮の上ある程度数を選定するということがありますのでAランクも含めて選定しております。

**【伊藤(宏)委員長】**

それぞれの抽出案件について御説明をいただいたのですがけれども、抽出案件全体の御質問でも結構ですので、何かございましたらお願いします。

資料5-1に抽出となった昨年の10月から今年の3月までに指名競争入札の工事ということで全部で119件ありますが、ざっと数えてみると入札参加者が5件以下というものが半分以上あるようです。2以上、3以上とかが多いですね。今日の抽出案件でも指名したところ全部応札してくれる工事もあれば、そうではなくて、12、3者指名しても2者とか3者しか応札しないところもありますよね。何らかの形で規模である

とか、地域であるとか、工種であるとかそういうことで辞退者が多いものとそうでないものとの傾向というものがあるのでしょうか。何か言えることはないでしょうか。

#### 【入札監理課長】

全体を通してということではなくて、先ほどの抽出案件の6件の中に辞退者数が多くて選ばれたものが3件あります。その3件については担当の方からなぜ辞退したのですかという直接聴き取りを行いましたのでその説明をさせていただきます。

案件番号1ですが、入札辞退理由として一番多かったのが、8者の辞退のうち7件が配置技術者がおらず参加できないということでございます。複数にまたがってしまいましたが、自社の得意とする工種、工事案件でないというのが1者、利益が少ない、あるいは赤字になってしまうという判断をしたのが2者、工期内に竣工できないと判断したのが1者。以上が電話聴き取りをしての結果でございます。

続いて案の5、南会津建設事務所の案件です。こちらは辞退理由がばらけていまして、配置技術者不足が2者、作業員が確保できないのが1者、受注したいが配置技術者と作業員が確保できなかったのが1者、現場とかの地理的要因、遠いということなのだと思いますが、それが1者、利益が少ない、赤字になるのが1者、その他としては施工箇所が広範囲で人手が不足するということでの辞退、同時期に町の工事の発注があるのでそちらを入札したいため県の入札は辞退、施工中の工事があるので辞退という回答でございました。

最後、案件番号6の鮫川水系ダム管理事務所の案件ですが、配置技術者の不足という回答が8者、作業員が確保できないというのが2者、現場と地理的な問題があるというのが1者、得意とした工種でないので参加できないというのが1者という状況です。

多くは配置技術者が確保できないという理由で、その背景は災害関係等で色々なところで技術者が取られているということがあって、前回お話がありましたようになかなか純粋に地域の守り手の指名競争入札に参加できる環境にはなっていないということがありと認識しております。

#### 【建設産業室長】

このたびの抽出案件の6件は土木部の案件ということで、補足説明をさせていただきます。今回、指名競争入札につきましては金額が3,000万円未満ということで、比較的小規模な工事でございますのでなかなか応札環境的には厳しいというのが業者の反応でございます。

東日本大震災以降、24～26年度くらいは入札の不調率が20%前後程度で、非常に高い状況ではあったのですがそれを解消すべく地方毎に建設業者や市町村含めて関係団体等が意見の交換や発注機関が発注見通しをより正確に公表する、また、発注ロットを拡大するという対策ですとか、入札から着工まで期間に余裕を設けるというような対策をとるなどしています。アンケートによりましては技術者の配置が厳しいという入札監理課長から聴き取りの結果の話がありましたけれども、基本的には発注見込みを毎月1回時点修正してかなり精度を高くして公表している状況の中で業者の方は応札したいという案件があるときは、指名を受けたときにその工事が現場の条件がなかなか厳しく

利潤があがりにくいかなというところについては、先を見据えて応札を控えたというところがあるかなと考えていまして、技術者が絶対的に不足をして、工事量に合わないような状況になっているというようには捉えてございません。施工余力は現段階ではあると考えております。

**【伊藤（宏）委員長】**

先ほどの説明も踏まえて何か質問等ございますでしょうか。

**【伊藤（洋）委員】**

抽出案件の中で案件番号1についてですが、資料の2頁から3頁を見ると1, 200万円の工事に対して1回目の入札結果が100万円から300万円の差がありますね。先ほど予定価格が適正に見積もってあるという話がありましたので質問をやめたのですが、4者の業者が第1回の入札で予定価格を上回り、2回目においても予定価格を上回っている。案件番号4の砂防工事についても、落札業者のみが予定価格を下回っていたということで、他の業者は全て予定価格を上回っています。建築資材の高騰等ありますけれど、予定価格そのものの見積額が少ないのではないかなという疑問があります。予定価格が低いということで、不調の原因になることもあるのではないのでしょうか。

**【県北建設事務所】**

案件番号1に関しましては、積算の基準でいいますと間違いはなかったのですが、業者の見積もりが少し高いということで、仮に平行線で不調に終わったのであれば、県の基準ではなくて、業者から見積もりを取って予定価格を作るという選択もありますが、今回については県の積算の内容で契約までに至ったので、そのような対応はとりませんでした。

**【棚倉土木事務所】**

案件番号4は入札参加者12者のうち11者が予定価格を超過したということで、積算が過小だったのではないかという御質問かと思いますが、入札後積算の確認はしております。一方、超過が11者あったということに関しましては、今回この工事は棚倉町の西部でございます。地域が少し遠いところでして、かつ河川の中の工事ということもありまして、河川の中に入っていく進入路の作り方ですとか、水を切り回しての作業になりますのでその辺りの現場条件、後は必要な資材や機材の調達、手持ち工事との調整等、総合的に勘案したものと推測しております。

**【伊藤（宏）委員長】**

今の説明をお聞きして感じるのは、東日本大震災があって、一昨年のような水害があって、最近そういった災害が多くて災害の復旧工事で業者は忙しいという大前提があった上で、指名だろうが指名でなかろうが、おいしい工事でなければ入札しないわけで、特にこの制度は3,000万円未満ですからそんなに大きな利益を見込めるような工事ではないですよ。ですから多分こういったことが起こっているのだろうというふ

うに受け取ったのですけれども。逆に言えば3,000万円未満でなくて、もっと金額を上げれば皆辞退しないで入札してくれるということなのかもしれない。この制度の趣旨自体が錯綜しているところがあって、一つは指名競争入札を復活させたいという業界の考え方がありますよね。もう一つは、それをどういような理屈を立てて県の入札制度に組み込めるかどうかということをお県側で考えたときに、災害も多いし、地域密着の中小零細の業者を保護、育成しなければならない、こういうものをドッキングさせたわけですね。だから、地元密着なので大きな工事にはなりにくいと思うので、そんなには儲からない小さな工事が対象になってしまったと。多分本当は業界はもっと大きな金額の工事についても指名でやってほしいということがあるんでしょう。ただ、そのことを即座に受け入れることはなかなか難しいので、県としての考え方と結びついたときにこういった制度ができたとは私は理解しています。いずれにしても指名競争入札をするということは一般競争入札ではなかなか仕事が取れないような業者さんも含めて地元の業者に頑張ってもらいましょうということにも関わらず、皆辞退しているというのがそもそも制度の趣旨に合わないようなことが現実起こっている。もちろんフル参戦してくれる工事もあるのですが、そうでない工事も結構あるということだと思います。なので、すぐにどうこうということではないのですけれども、実質1年たってないので、少なくともフルで1年の実績を踏まえた上で、11月に業界の人にヒアリングをしますけれども、そのときにせつかく導入したのにどういうことですかと聞いてみたいと思うのです。彼らの意見も伺いながら地域の守り手の指名競争入札の方式について今後とも検討しなければならぬと思っております。

#### 【高島委員】

今委員長から見直しの検討をという話もでていますが、何者以上と揃えなければならない。でも各地域で業者数が違う。4市は多いですし、郡部に行けば少ない。今県内均一になっています。発注金額が少なくとも揃えなければならないという決まりがありますから、配置技術者が少なくとも数を揃えるためにAランクが入ってくればどうしてもやはり金額的な部分で辞退がでてくる。県内均一でラインを引いた業者数を揃えなければならない、隣接3管内とかいろいろありますけど、地域別に勘案していかないといけないかなと思います。

#### 【新城委員】

予定価格を超過しているということがありまして、2つの案件について回答をいただきましたけれども、一つは積算価格が適正であったと、もう一つはいろいろな作業や状況の調整に費用がかかったというお話があったと思いますが、価格は小さな工事であれば大規模工事の原料の単価と変わってこないのかなというような気がしております。大企業は安く材料を仕入れられるのではないかと、よく分からないのですけれども、そういう面はないのかなと。価格の積算を規模に応じて変えているのかなという疑問がございました。それから、積算ではないところの他の費用というものがどのくらいこういった小規模工事には割合が増えるのかということも大きなところではないかなと思います。価格でいえば例えば同じ金額の場合は先ほどくじ引きをしてお聞きしましたけれ

ども、価格で一応そういうときは中身を多少は精査されるのかなと思いますが、そういった状況をお聞きしたいと思います。

後、選考の数ですけれども、各振興局の審査会等で9者以上にはしなければならないということで、区切りの良いところで合わせると何者、できるだけいろいろな業者が入れるような調整をして決めているのだらうとは思っておりますが、資料5-1の業者の格付等級の欄のAとかBというのはそのランク以上ということでしょうか。ほぼAなのですが、これは格付等級がBならばBまでが参加できるということでしょうか。格付がCやDが応札したという説明があったと思いますが、指名したランク毎の割合はどのようにしているのでしょうか。

#### 【入札監理課主幹】

確認しながら説明させていただきます。まず、積算の考え方でございますが、例えば道路工事、河川工事、今回議論になっております小規模の道路維持管理工事等につきましては、諸経費のところ、それぞれ工種に応じてそれにあった標準的なものを適用しております。こちらについては、全国の実勢を踏まえた形で設定をしておりますので、標準的に積算していればそれほど差はでないものと認識しております。

くじの件での御質問ですが、くじ以外の方法で評価すべきという御質問でよろしいでしょうか。

#### 【新城委員】

価格競争なので、価格がだされたところでこのような材料を使用しているといったような中身の精査というものはなされるものなのでしょうか。

#### 【入札監理課主幹】

見積内訳書の確認はするのですが、そこまで詳細な確認はしておらず、価格競争や指名競争入札の場合は同額においてくじを行うことで整理をしております。総合評価方式の場合については技術力についても評価しておりますので、くじにはなりにくいと認識しております。

次に格付等級の話でございます。総合評価方式につきましては、例えば一般土木工事の1千万未満の場合はBCDが参加できる等の規定はしておるのですが、地域の守り手方式の指名競争入札につきましては、格付等級に関わらず選考している制度としております。

#### 【新城委員】

この表の見方を勘違いしておりました。資料5-1の格付は契約した業者の格付を記載されているということですね。地域の守り手方式についてはランクを問わないということよろしいですね。

#### 【入札監理課主幹】

ランクは問わない制度としております。

**【新城委員】**

分かりました。ありがとうございます。

ただ、価格は標準的なものを使用せざるを得ないのだろうと思っておりますけれども、大企業と中小企業ではおそらく仕入れ価格は違うのだろうなと心配をしました。

**【技術管理課長】**

補足させていただきますが、まず単価につきましては基本は標準単価というものを県が決めております。量が多い少ないというのも一部ありますが、ガソリンならこの単価、鋼材ならこの単価と県で決めてございます。

小さい工事と大きい工事における積算単価以外のその他の費用の割合は小さい工事の方が大きいのではないかということにつきましては、先ほど入札監理課主幹から話がありましたように、諸経費というものがございまして、500万円以下と10億円以上は固定になりますが、その間につきましては累進的に計算式がございまして、小さい額の工事ほど諸経費の割合が高くなる、よって、小さい工事の方が利益がしやすい形となります。

**【伊藤（宏）委員長】**

よろしいでしょうか。

この地域の守り手方式についてはまだまだ検証が必要だと思っております。

それでは、次に進みたいと思います。審議事項ウ「建設業関係団体等の意見聴取について」事務局より説明をお願いします。

**【入札監理課長】**

（「資料6」より説明）

**【伊藤（宏）委員長】**

かなりリニューアルをした案をだしていただきました。代表して建設業協会に来ていただきお話をさせていただきます。最初に「現状と課題」についてプレゼンをしていただき、その後に今までのような要望であるとか質疑応答をする。それと個別事業者が今まで1つだったのを2つにする。4つの団体のうち建設業協会だけをお呼びするので、それ以外の3つの団体につきましては、聞き取り調査票の文書でもって提出いただいて、それに対する質問等の回答については後ほど県として行うということになっております。

まず、どんなところからでも結構です。何か御意見ございますでしょうか。

**【高島委員】**

委員に就任したときから疑問があったのですが、形としては委員が質問をするという認識で良いのですよね。今回もそうですが、事務局が先に回答されて、質問している我々が後から質疑を行っているというのはどうなのかなと最初の年から思っていたの

が一つ、できれば我々が先に質問して、その後事務局が回答する。事務局がまとめた回答を次の時の会議で精査して、修正してお返しするのが筋ではないのかと思います。

#### 【伊藤（宏）委員長】

このお話については事務局との事前の打ち合わせでも議論したところなのですが、基本的には11月に行う意見聴取はこの委員会が開いているわけで、委員会が団体の方にいろいろお話を聞いて質問をする。ですから、委員会として質問をする、お答えをする。こういうことなのですが、実は要望の内容等々についてかなり具体的、あるいは技術的なものについては我々がお答えする立場になくて、もう少し大きな方向性や考え方については委員会としてこういうようなことを議論していますよということが言えるのですが、技術的なことについては我々が答えるべきことではないことが多いですね。その辺を上手に整理していかないといけないなということは事前に打ち合わせの段階でお話はしているところです。事務局は事務局ですから団体と委員会との関係で質問したり答えたりするのが基本的な内容だと思います。ただ、団体は委員会に来ていると同時に県に対してももの申し上げたくて来ている部分があるわけですね。我々に言っても何かが変わるわけでは必ずしもないわけですので、事務局であったり県に対して要望等を言うわけで、少し我々の立場と向こうの意識がずれがあるのは事実かなという気はします。ですからその辺を上手く整理して質問の順番であるとか内容であるとかを考えないといけないなと思っております。

それで、少なくとも建設業協会以外は書面ですので、今の御意見も踏まえて、書面でお答えいただくときにはどういう形がいいのかなということを御意見をいただければありがたいなと思います。資料6の4頁目以降の調査票については、基本的には各団体同じようになっていて現状と課題について教えて下さいということ、次に要望があったら書いて下さいということ、最後に皆さんからいろいろな御質問をいただきましたので、業界に関係する内容について、個別質問を最後に構成しています。こういう形式です。これも、もっと工夫の余地があれば御意見いただきたいと思います。

今日、最終的な結論を出すのではなくまだ少し時間がありますので、今日の議論と資料を踏まえてこういうような方がいいのではないかと何かございましたら意見をいただけて結構です。

#### 【高島委員】

先ほど入札監理課長から御意見がでやすいようにというお話がありましたけれど、今まではあった「その他」の項目がなくなっているの、意見がでやすいようにということであるなら、是非「その他」はあった方がよいと思います。

#### 【伊藤（宏）委員長】

ただ、最初の「現状と課題」や次の「要望」のところで好きに書けるわけですね。

**【高島委員】**

かなり質問事項が限定されているような気がしましたので、今までも「その他」がありましたし、入札制度がよくなるために行うわけですから。

**【伊藤（宏）委員長】**

自由に書ける欄を設けた方がよろしいということですね。それは可能だと思います。

**【入札監理課長】**

委員長のおっしゃるように要望や質問事項等を書いてもらえるとあって作成しましたが、自由に書ける欄があった方がより意見が出やすいということであれば、「その他」の項目を加えたいと思います。

**【高島委員】**

平成29年度には4つの団体にヒアリングして2つの個別事業者をヒアリングしました。今回は3つの団体についてはヒアリングなしですが、平成29年度と同じように行っては駄目なのでしょうか。

**【伊藤（宏）委員長】**

私の記憶では2者のときもありましたが、だいたい1者だったと思います。業界団体については建設業協会だけ少し時間が長かったと記憶しておりますが。

**【入札監理課長】**

経過としましては入札制度改革があったときに、実際の影響・効果を把握するために下請団体と元請団体の2つと個別事業者の計3者からヒアリングを行ったのが始まりです。その後設計業界の団体が入って、設備協会が入って、平成21年度に今の形にできあがっているということで13、4年くらい続けている状態です。中の1回、2回くらいは個別事業者を2者呼んだことがあるのかなとは思いますが、前回に各委員からお話がありましたように、もう少しじっくり話を聞きたい、意見交換をしたいとお話がありましたので、このような案を作成した経過があります。

**【伊藤（宏）委員長】**

毎年同じようなやりとりをしているわけですね。それだったら文書でだしていただいても良いのではないかとということと、建設業協会はいってみれば大元の団体ですよ。彼らが業界全体の現状であるとか問題点等を我々に説明していただいた上でというようなことをとりあえず一回やってみたいなど。それをやって個別業者を2つにすると時間的に他の業界団体には来ていただいてお話をすることは難しくなるということなのです。けれども、今まで来ていただいていたのに、文書でいいよということにしたなら、「いや、話に来てほしい」という団体もでてきそうではありますが、とりあえず一回やってみて、どんな感じなのか、このように変更しますよというレスポンスがどうなのかということも踏まえて、この意見交換はこうしなければならないという決まりがある

わけではないので、我々としては業界の現状と課題等を知るいい機会ですし、彼らの入札制度等に対する要望を生で聞くいい機会ですので、非常にいいことだと思います。どんなことでも同じようなやり方ではマンネリになって制度疲労をおこしますので一回このようにやってみるのはいかがでしょう。

私が期待しているのは、建設業協会に15分～20分程度プレゼンしてもらおうということに、どんなレベルのどんなことを彼らが言うのかなということにすごく興味があります。

**【高島委員】**

そうなりますと1団体と2企業ということで、個別事業者のヒアリングが重みを増すと思うのですが、選定方法は今までどおり行うのですか。

**【伊藤（宏）委員長】**

それは資料6の2頁目に書いてあるとおり、どういう個別事業者を選ぶのが良いのかということについて皆さんの意見をいただきたいと思っております。同じような業者ではなく毛色の違う2つの業者の方がいいとは思いますが。

**【高島委員】**

より良くなる入札制度のための発言をいただける業者に来ていただかなければならない。例えば不調不落到どのようなアイデアをお持ちですかとか、ご自分の会社の利ばかり話されても我々も参考にならないので、慎重に選ばないといけないと思います。

**【伊藤（宏）委員長】**

10者くらい呼べればバランス良くいろいろ聞けますが、2者ですからどういう会社を選ぶのかということとはなかなか難しいとは思いますが、もしも数年2者呼ぶとすれば4～5年の間にはだいたい網羅できるのですが、最初ですから頭をひねらなければならぬのかなとは思っています。

いつの時点まで個別業者を選べば良いのでしょうか。次の9月の委員会の後でも可能なのでしょうか。

次の委員会までにどんな業者が良いかという御意見をいただいた上で9月の委員会でこういう業者がリストアップされているのですが、どうかということも議論することはできるのですよね。

今までは何月頃に決めていたのですか。

**【入札監理課長】**

今までは8月中旬には決めておりました。

**【伊藤（宏）委員長】**

そうすると9月上旬～中旬に次回の委員会を開催するとなるとできないこともないですね。

今までの個別事業者の決め方を説明してください。

**【入札監理課長】**

なるべく同じ方部から選ばないということで年度毎に別な地域という形で地域性を重視したことと前年度選んだ企業とは違うタイプの企業を選び、委員長及び副委員長と相談して決めていたという形です。

**【伊藤（宏）委員長】**

今回は2者ということで、多くの意見をいただきながら最終的には事務局と私が決定したいと思います。スケジュールの面もありますが、今日の資料や説明を踏まえて2者選ぶとすればどういうところに来てほしいのか、話を聞きたいのか、御意見を広く皆さんからメール等でも結構ですのでいただきたいと思います。

例えば南会津はいろいろ特殊ですので話を聞きたいとか、浜通りは災害復旧等あるので話を聞きたいとか、そういう御意見があればだしててください。

資料6についてまとめますと、今までは（1）～（4）までの団体をお呼びしていましたが、今回は（1）の建設業協会だけでかなり時間を取って彼らにプレゼンをしてもらうという方式。（2）～（4）の団体については紙面でやりとりをする。それらの団体への回答は事後的にやる。聞き取りの調査票については4頁目以降ですが、これの内容について御意見があればだしてほしい。先ほど高嶋委員からあったように「その他」の項目を加えた方が良いのではないかと等々の意見もあると思います。それと（5）の個別事業者について2者選定をしてお話を伺う。2者の選定方法について御意見があればお知らせ願いたいということでもあります。ですので、大枠について認めていただいた上でそれぞれについて御意見があればその意見を汲んで修正いたしましょう。

**【今野委員】**

委員長の意見について十分理解しました。

たまたま私は県の総合計画審議会の委員もしております、今年ちょうど総合計画ができます。総合計画の中身をみますと、企業に負荷がかかるような中身が多いのです。総合計画でいえば産業の人材育成といったものが大枠として書かれていて、中には産業の高度化に対応する技術者の育成とかも書かれています。

併せて、今回コロナということになるとコロナによる離職者であったり、そういったもののどう受け皿になるのかということも総合計画には書かれています。また、再生可能エネルギーの関係で環境リサイクルの取組に関してもますますこれから重要になってきますが、そういったものを入札参加資格に求めるならば、企業の負荷にもフォーカスをあてながら、総合計画との整合性を図っていただいて、単純に自由記載ということではなくて整理した上で質問した方が良いのではないかと思います。

**【伊藤（宏）委員長】**

県の総合計画は策定期間がずれ込んでいて、結局いつなのでしょうか。

【今野委員】

今県民から意見をいただいているところですから、原案はできていると思いますので、そういったものと整理しながら意見をもらうのも一つかなと思います。

【伊藤（宏）委員長】

県の方はコロナによりスケジュールが大幅にずれています。私は福島市の方の会議をやっています。福島市はコロナだからこそスケジュールどおりにやりましょうということで、すでに昨年度末に議会にとおって完成版ができています。

おっしゃることはよく分かります。例えばSDGsをどのように扱うのか、考えるのかということも非常に興味はありますし、そういった総合計画との関係で土木、建築の団体や業者がどのように対応していくかということもあるのですけれども、この会議の趣旨から言うとちょっとずれている部分があるのかなという気もします。入札制度をどうするのかということがメインで、県の総合計画と入札制度との接点がどの程度あるのかすぐには分かりにくい。おっしゃるように総合評価方式の項目の中に県の総合計画に合致したような項目が入ってくるということはある話だと思います。

趣旨は理解いたしましたので、事務局とも相談させていただきます。

時間も過ぎてございますので、先ほど申し上げたように建設業協会には来ていただいてたっぷりお話を伺い、その他の団体については紙面でやりとりをし、個別業者については2者選定し、その中身についてはまだ時間的な余裕がありますので、事務局の方に御意見をいただければと思います。皆様の意見を伺った上で、こういうことになりますということは9月の委員会で遅ければもう少し早めにメール等でお知らせします。

大筋の枠組みは認めていただけるということでもよろしいでしょうか。

(意義なし)

それでは各委員の意見交換に移りますが、どなたか意見ございますでしょうか。

(なし)

次にその他に移りますけれども、事務局の方から何かございますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

次回の抽出案件のテーマ及び審議対象期間の決定並びに抽出チームの指名をお願いします。

【伊藤（宏）委員長】

委員の皆様から何かご要望ございますか。なければ事務局案をお願いします。

**【入札監理課主幹兼副課長】**

事務局案を申し上げます。抽出テーマは、「プロポーザル方式により契約した案件」、対象期間は、「令和元年度～令和２年度」で提案させていただきます。提案の理由でございますが、工事等のプロポーザル方式の入札につきましては、平成２０年度に当監視委員会を経て、試行要領を策定し運用していたところですが、昨年工事関係以外の「プロポーザル方式・コンペ方式による契約」について、行政監査が行われ、全庁的なガイドラインや標準的な実施要領の整備等の検討・改善が求められてございます。今年度内の策定に向けて検討を開始いたしましたところでございますので、つきましてはこの機会に工事等のプロポーザル方式の契約案件について、抽出案件として御審議いただきたいと考えたところです。抽出委員は、五十音順で「伊藤洋子委員、小堀委員」ではいかがでしょうか。

**【伊藤（宏）委員長】**

ちなみに、令和元年度と令和２年度に案件としては何件あるのでしょうか。

**【入札監理課主幹兼副課長】**

１２件程度でございます。

**【伊藤（宏）委員長】**

そうすると半分は選べるということですね。  
今の事務局の案についていかがでしょうか。

それでは事務局案のとおり抽出委員は伊藤洋子委員、小堀委員を指名させていただきますのでよろしくお願いします。

それでは本日の議事は終了させていただきます。ありがとうございました。

**【入札監理課主幹兼副課長】**

事務局から御連絡でございます。

次回の委員会は９月上旬～中旬頃の開催を予定しております。お手元に日程調整表をお配りしましたので、御手数ですが、７月２０日までに事務局へ御提出いただきますようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、「第８１回福島県入札制度等監視委員会」を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。